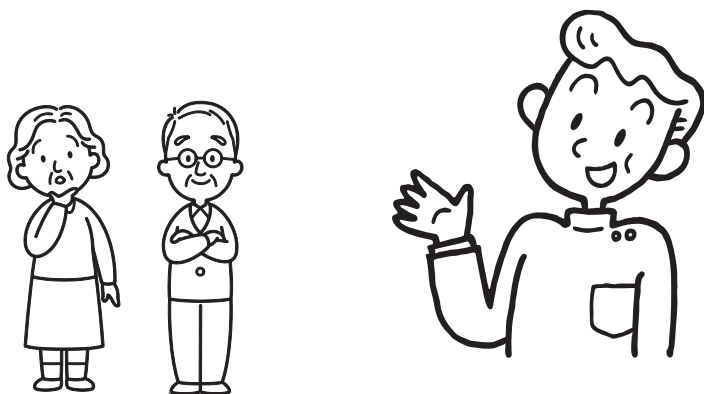


医療費の支払いや今後の療養生活 の不安を感じた時に

～知っておきたい制度のご案内～



埼玉医科大学国際医療センター

患者支援センター 医療福祉相談室
がん相談支援センター

はじめに

けがをしたとき、病気がわかったとき、
患者さんやご家族には様々な心配が出てくると思います。

患者さんの病気やお身体のことはもちろん、
これからの生活のこと、仕事のこと、家族のこと、
気にかかることはたくさんあるかもしれません。
この小冊子は、医療費の負担を軽くする制度をはじめ、
療養生活を支える制度について、ご紹介しています。

この小冊子でご案内した制度の他にも
相談したいことや知りたい情報がありましたら
ソーシャルワーカーまでお気軽にお声掛けください。



障がいのある方が医療を受けるとき



身体障害者手帳について

* 身体障害者手帳とは *

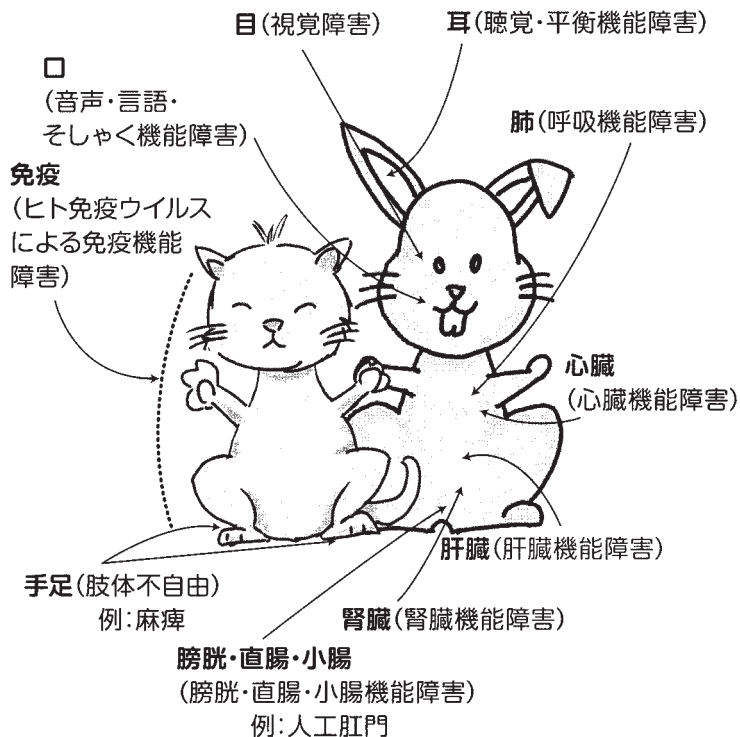
身体障害者福祉法に定める程度の障がいが永続すると認定された方に対して交付されるものです。手帳があることで、以下のような福祉サービスが受けられます。

【利用できるサービス】

- ・ 重度心身障害者医療費助成制度 → 詳しくは P12 をご覧ください
- ・ 自立支援医療（旧更生医療） → 詳しくは P13 をご覧ください
- ・ 日常生活用具の支給（介護用ベッド、ストマ用品、点字器など）
- ・ 住宅改修費の助成
- ・ 所得税や住民税、相続税の軽減
- ・ 補装具費の支給
- ・ 交通機関の運賃割引 など

※お住まいの市区町村や障がいの程度によって利用できるサービスが異なりますので、詳しくは各市区町村窓口にお問い合わせください。

*** 対象となる障がい ***



※患者さんの障がいの手帳の交付対象かどうかは担当医にご確認ください。

*** 申請窓口 ***

お住まいの市区町村役場にある障害福祉担当課が窓口です。

1) 重度心身障害者医療費助成制度について

* この制度を使うと何が変わるの？ *

障がいのある方が医療機関にかかる際の医療費のうち、保険診療の自己負担分が県や市区町村から助成されます。医療保険外のもの(差額ベッド代やパジャマ代)などは含まれませんが、市区町村によっては食事代も対象になっているところがあります。

* 対象となる方 * (埼玉県の場合)

- ・ 身体障害者手帳 1 ～ 3 級の交付を受けている方
- ・ 療育手帳マル A、A、B の交付を受けている方
- ・ 後期高齢者医療制度の障害認定を受けている方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方
(精神病床への入院費用は助成対象外)
- ・ 精神障害者保健福祉手帳 2 級の交付を受けているかつ、自立支援医療(精神通院医療)を受給している方
(自立支援医療(精神通院医療)の自己負担金分のみ助成対象)

※市区町村によって独自に対象者を拡大していることもあります。

* 申請窓口 *

お住まいの市区町村役場にある障害福祉担当課が窓口です。

この制度を受けるための申請方法や書類は市区町村によって異なります。

* 年齢制限 *

- ・ 手帳交付時 65 歳未満の方。

※ 2014 年 12 月 31 日までにこの制度の対象となっている方は、年齢要件はありません。

※市区町村によって対象の時期が異なる場合があります。

* 所得制限 *

- ・ 所得制限限度額は市町村によって異なるため、各市町村窓口へご確認ください。

例：日高市の場合

扶養親族等の人数	本人の所得制限限度額
なし	360 万 4,000 円
1 人	398 万 4,000 円
2 人	436 万 4,000 円
3 人	474 万 4,000 円
4 人	512 万 4,000 円
5 人目以降	1 人増えるごとに 38 万円を加算

2) 自立支援医療（更生医療）について

身体に障がいのある方が手術などによって障がいを軽くしたり、取り除いたりする場合に、そのためにかかる医療費の負担を軽くする制度です。（例：心臓機能障害のある方がペースメーカー植え込み術、人工弁置換術を受ける場合など）

* この制度を使うと何が変わるの？ *

対象となる障がいの治療にかかった医療費は、収入によって1ヶ月あたりの自己負担限度額が決められています。

※申請して認められた疾患以外に対する治療費や差額ベッド代・食事代などは含まれません。

※「限度額適用認定証」（P 2 参照）を利用した時と自己負担限度額が同じになる場合があります。市区町村役場の障害福祉担当課に確認の上、申請してください。

* 対象となる方 *

18 歳以上の身体障害者手帳を取得されている方。

（手帳をお持ちでない方は同時申請となります。P10 をご覧ください。）

※対象となる主な障害は P11 をご参照ください。

※予定されている治療に当制度が利用できるかどうかは担当医にご確認ください。

※一定以上の所得がある方は、対象外となることがあります。

* 申請窓口 *

お住まいの市区町村役場にある障害福祉担当課が窓口です。

この制度を利用するためには、事前の申請が必要です。手術日が決定したら早めに申請してください。

*** 申請の際に必要なもの ***

- ①申請書
- ②医師の意見書
- ③身体障害者手帳のコピー
- ④マイナ保険証もしくは資格確認書
- ⑤収入を確認できる資料
- ⑥特定疾病療養受療証のコピー
(腎臓機能障害に対する人工透析導入の場合)





この小冊子は、一部公的な補助を受けて作成しております。

埼玉医科大学国際医療センター
患者支援センター 医療福祉相談室
がん相談支援センター

(2026 年 6 月 1 日)

(2026 年 6 月 1 日更新)